

平成 28 年度 第 2 回長野県いじめ問題対策連絡協議会（要旨）

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 9 日（木） 14:00～16:00
- 2 場 所 長野県庁 8 階 教育委員会室
- 3 出席者 別紙「参加者名簿」参照
- 4 内 容

（1）会長挨拶

（2）報告事項

- 「児童生徒のいじめの状況」について
- 「いじめ防止基本方針の策定状況」について
- 「地方いじめ防止基本方針の策定状況」について

（3）協議・意見交換

- 児童生徒の主体的・自主的な取組の推進に関する事項について
- いじめ防止等に関する機関・団体の連携について

5 議事要旨

（1）会長挨拶（長野県教育委員会教育長 原山 隆一）

国の「いじめ防止対策推進法」が施行され 3 年が経過。本県でも、「いじめ防止対策推進条例」を制定して 3 月で丸 2 年。この間、全国ではいじめの問題は大きく取り上げられ、社会の関心の高さを痛感。

前回、5 月の第 1 回協議会后、国の調査結果が公表。本県の平成 27 年度間のいじめの認知件数、認知校数とも増加。平成 28 年度上半期調査結果でも増加。

11 月 26 日に「いじめ防止子どもサミット NAGANO」が行われた。子どもたちによるいじめ防止の取組発表やグループで真剣に討議する姿に感動。この取組をみて、「いじめはしてはならない」という意識が深まるのではないかと思えた。

新たな取組も含め、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化しつつ、いじめ問題の克服に向けて、様々な施策等を推進していくために本会議は重要。

本日出席いただいた方々に、それぞれの分野から高い見地で、適切なお意見をいただき、長野県がいじめ防止等の対策が一層進むよう努めてまいりたい。

（2）報告事項Ⅰ（心の支援課 原 良通）

- 「平成 27 年度 いじめの状況」についての概要を説明（報告事項 p1～p4）
- 「平成 28 年度上半期 いじめの状況」についての概要を説明（報告事項 p5～p7）
- 「地方いじめ防止対策推進法の策定状況」についての説明（報告事項 p8）

（3）報告事項Ⅱ（心の支援課 原 良通）

- 「いじめ防止子どもサミット NAGANO2016」についての報告（会議資料 p1～p5）
- 「平成 28 年度 全国いじめ問題子供サミット参加報告」についての説明（会議資料 p6～p7）

（4）協議・意見交換

- 協議事項「児童生徒の主体的・自主的な取組の推進に関する事項」について（事務局）

<いじめ防止子どもサミット NAGANO の有効性について事務局が説明>

- ・いじめ防止には、子どもたちが自らの問題として、主体的・自主的に取組むことは重要。
- ・いじめ法の第 15 条・県条例の第 3 条でも明記されているところ。
- ・「学校におけるいじめの未然防止にサミットの取組をどう生かすか。」「サミットを実施する上で

の関係機関の連携(協力)はどんなことができそうか。」ご意見をいただきたい。

- ・サミットのポイントを4点にまとめた。
 - ①子どもたちが主体となるよう、活動する場を多く設定。
 - ②いじめに対する自分の意見を事前に持って参加。
 - ③グループ発表にとどめず全体で検討し再検討する場を設けた。(5つのステップ)
 - (ステップ1) <考えを持つ>・事前に各自でカードにまとめる。
 - (ステップ2) <考えを伝える>・グループで発表し意見交換をする。
 - (ステップ3) <考えをまとめる>・グループの意見をメッセージにまとめる。
 - (ステップ4) <考えを広げる>・全体で発表し、意見・感想を出し合う。
 - (ステップ5) <思いを高める>・グループでメッセージを再検討し発表する。
 - ④話し合った思いや願いをメッセージとして全県へ発信。
- ・参加児童生徒の感想(報告事項冊子p4)、参観者の感想(報告事項冊子p5)を紹介。

(会長 原山 隆一)

- ・サミットの有効性を学校に広めていくためにどのような視点が必要か。事務局としては、「いじめ防止子どもサミット」は有効であるとの評価、アンケートからもそう読み取れるという報告であったが実際に参加されての感想はいかがか。

(いじめNO! 県民ネットワークながの 山城 峻一)

- ・昨年度と今年度も参加させていただき、よい意味で比較ができた。
- ・時間が長くなり議論を深めることができた。中学生も小学生も身乗り出して、自分の意見を伝えようとする姿が見られた。
- ・あるグループでは、「〇〇さんは、どう思いますか」と尋ねる場面があり、自分の意見を言った上で他の人の意見も聞こうとしていた。これは、人の意見を否定せずに聞こう、相手の意見を聞いて自分の意見を再検討しようという、まさしく学びの場になっていた。
- ・私が講演会に行った学校も参加していて、「この前は来てくださってありがとうございました」と丁寧にあいさつしてくれた。自分たちは、いじめの問題に対して頑張っています。これからもやりますという思いも十分伝わってきた。
- ・やらされているのではなく、自分たちがこれからの未来を切り拓くんだという思いが、今回はより伝わってきた。

(会長 原山 隆一)

- ・どちらかという学校での活動になるかと思う。小学校・中学校現場から話を伺いたい。

(小学校長会 松木 智子)

- ・東御市では、東御中学校学区が小中一貫型ということで、小学校の児童会役員が、中学校に集まり、生徒会役員とも一緒に、あいさつ運動などについてディスカッションをするということから行うようになった。
- ・県の活動だけではなくて、そういった活動があちらこちらで行われることが大切。
- ・課題は、話し合ってきたことをいかに学校の他の子どもたちに伝え、広げていくかということ。
- ・本校の場合、「笑顔」というテーマで取り組んでいるが、それを具体的にどのような活動に広げていくのかを考えることが大切。メッセージを貼っても読む子と読まない子がいる。低学年に、どうやって伝えていくか。例えばサミットのサプライズメッセージで流れた御嶽海関のビデオがあるなら、校内放送で流して話題のきっかけにもなる。子どもたちが委員会等でメッセージを受け、自分たちに何ができるかを話し合うことができればその主旨は生かされるのではないか。
- ・また、自分の考えをもつ、伝える、まとめる、広げる、思いを高めるということはとても大事。

いじめとか子どもたちの関係がギクシャクする中で、伝える力とか受け取る力がとても弱いと感じている。

- ・ソーシャルスキルトレーニングだけではなくて、普段の授業の中で、伝える場をいかに設けるか、まさにサミットで行われていた「考えをもつ、伝える、まとめる、広げる、思いを高める」ことは授業の中で行われていくことが大事。
- ・子どもたちに場を与えることと、教師が普段からこうした思考活動ができるように考えていくことが大切であり、次に発信できるようにしていきたい。

(中学校長会 龍野 武利)

- ・今年度「いじめ防止子どもサミット」に出場した学校にその後の様子を聞いてみると、来年度、生徒会でいじめを防止するための取組をしたいと考えているという。ここからも「いじめ防止子どもサミット」は大事な活動であることがわかる。
- ・グループ・ディスカッションはとてもよかったという話を出場した中学校の校長先生に聞いている。校長会の中学校部会でも共有したが、生徒会が中心になって、子どもたちが主体的に組織で活動できるようにしたいという思いは広がっている。

(高等学校長会 市川 裕子)

- ・話し合うということがいじめ防止について考えるきっかけになる。参加した子どもたちが各学校やクラスのファシリテーターとして話し合いが広がっていくことがよいと思う。
- ・話し合いの仕掛けやノウハウをわかりやすく教えてもらうといろいろなところで行える。また、いじめのテーマだけでなく、多様性を認め合うという目的で、いろいろなテーマを設定できる。

(会長 原山 隆一)

- ・県主催のサミットだけではなく、実際に学校現場や学校の枠を越えたところで、小学校長会・中学校長会で取り組んでいただくと理解。
- ・具体的に提案のあった「御嶽海のメッセージビデオ」についてはどうか。

(事務局)

- ・サミットについては、日本相撲協会や部屋の親方に無料で放映してよいと確認をとったが、今後の放映については、確認を取らせていただくが、各学校における放映についての許諾は難しいと思われる。

(会長 原山 隆一)

- ・2番目の視点として、学校現場で取り組む際に関係機関が協力してもらえないかという提案についてはどうか。

(事務局)

- ・各機関で対応可能なこととお話しいただきたい。例えば、市町村単位でサミットのような取組をしているところに、地元の関係機関の方々が、審査員やコメンテーターとかで参加していただくことで、教育委員会だけがやっている企画ではなくなっていくと考える。

(会長 原山 隆一)

- ・どんな形で他の機関の方に関わってもらえれば有効性が高まるか。

(小学校長会 松木 智子)

- ・人権擁護委員の方が学校に来て、低学年対象に人形劇を行った。子どもたちが自分と重ね合わせな

がら理解ができ、話し合ったり感想を出したりしやすい。

- ・弁護士会の「いじめ防止授業」の取組は、「知の理解」と「情の理解」として大事。子どもたちの話し合いは、気持ちだけになってしまいがちだが、なぜいじめはいけないのか、なぜ起こってしまうのかということ、「知の理解」として、教師とは違って、大きな社会の中のこととして、話をいただくことは、子どもたちにとっても保護者にとってもよい機会となる。

(中学校長会 龍野 武利)

- ・弁護士会のサポートは非常に有効。特に中学生には、犯罪と法律との関係について、いじめがそうしたことにつながるということの理解には重要なことである。

(会長 原山 隆一)

- ・サミットのように子どもたちが主体的に取り組む中で、大人の知見をどうやって組み込んでいくかということだと思いがいがか。

(弁護士会 町田 麻美)

- ・弁護士会でもいじめの問題に対しては、大変関心をもって取り組んでいる。いじめという言葉は、学校では「いじめ」となるが、社会に出れば、「暴行罪、傷害罪、名誉毀損」という視点になる。
- ・学校では、子どもたちを情緒的な面から育てるという意味もあるので、大人と同じように扱うことは当然できないが、弁護士が、「いじめってなんだろう」という導入での話や、なぜいじめはいけないのか、大人がやればこうなるとかなどの説明をさせていただくお手伝いはできる。

(臨床心理士会 高城 早苗)

- ・スクールカウンセラー（以下、「SC」）の活動の中で出会う子どもたちは、サミットの中で話し合った内容を学校に持ち帰ったときに、素直にそういう活動に乗れないというか、前向きになれない。ふと背を向けてしまう。自己肯定感の低いような子どもたちが多いように思う。
- ・そういう子たちが、どう参加していくのか、どう巻き込んでいくのか、どう巻き込まれていけばいいのかということは大事なところ。
- ・ノウハウとか仕掛けということが大事で、いじめというテーマにこだわらず、グループを主体とした活動、ソーシャルスキルトレーニング（以下、「SST」）的なこと、エンカウンター的なこと、他者理解、自分と他者の違いについて遊びを交えながら学び、「自分はこれでいいんだ、これが自分のいいところなんだ」と肯定的な考えをもつなどの活動が、日常の中でもう少し増えていくといい。
- ・そこに、SCとして、どんなお手伝いができるか、これから考えていきたい。

(社会福祉士会 大井 富美子)

- ・社会福祉士は、幅広い現場で働いているが、子どもの問題として、いじめの問題、虐待の問題などに取り組んでいる。特に、いじめの要因にもなっている貧困という問題を社会福祉士会の中では、各地区の部会として取り上げている。
- ・佐久市では、食事の問題とか、居場所づくりとか、PTAの皆さんの応援とか、子どもたちの実態を把握して応援していこうと考えている住民が集まり、会議を行っている。
- ・佐久市、南佐久、北佐久も含め、たくさんの人たちが子どもの現状を見て、なんとかしていかないといけないと立ち上がっている人たちがたくさんいる。
- ・いじめに限らず、子どもたちが困っていることについて、相談窓口的なものを、社会福祉士会として、地域福祉という中で力を入れてやっていきたい。
- ・子どもを取りまく社会の連携を、地域でつくっていくということが各市町村で必要であると痛切に感じている。

- ・子どもたちが主体的にやっといこうとするサミットの小さい版や、子どもと大人が一緒になってやっといくような場所や機会をつくっていったらどうかと考えている。

(いじめNO！県民ネットワークながの 山城 峻一)

- ・児童クラブの職員として思うことは、子どもの居場所を考えたときに、児童クラブの重要性が増しているということ。11月に「子どもの居場所シンポジウム」を松本で開催して多くの方に集まっていた。子どもは、やはり地域の中で生きているので、地域をどう活性化させるのかを考えたときに、地域資源として学校があり、子どもがいて親がいて、地域の方々がいる。
- ・子どもに視点を置きながら、地域に目を向けていくことで、地域がより生き生きとして、お年寄りも大人も子ども生き生きしてくる。
- ・児童クラブの運営として、スクール・サポーターの方に防犯の講習会に来ていただいたり、弁護士の方にも、学校と同様に、児童クラブにも関与していただければ、「大人ってこんな人もいるんだ」「こんな職業の人もいるんだ」「こんなカッコいい大人がいるんだ」と感じてもらえる。結果として、いじめの未然防止にもつながると思う。

(県警察本部少年課 宮林 真昭)

- ・警察でもいじめの問題は重要視している。今はネットの関係が重要。スクール・サポーターが活動する中で、昨年いじめの相談を受け、学校と連携をして「いじめのTT教室」を行った。
- ・今年度は、8校18クラスで実施。大人が一方向的に押しつけるのではなくて、自分たちで考えさせる。こういう事例に対して、「どう思いますか」「どうしたらいいですか」といった考えさせる授業を行うことによって、いろいろなことを学ぶように行っている。中学生では、ネットの危険性についても教えられればと考えている。

(中央児童相談所 竹内 靖人)

- ・児童相談所では、何かことが起こってから個々の子どもへの関わりなので、サミットのような取組に何ができるかという難しい面がある。
- ・虐待を受けて子どもを家庭に帰すときに「安全プラン」を立てる。その時に、子ども、親、学校の先生、関係者が集まり、子どもが安全に暮らすための方策を出し合う。そのようなとき、サミットでのディスカッションなどの活動があると、「安全プラン」を立てるときにも子どもが参加できたり、みんなで意見を出し合ったりして、他の人の意見も聞いて、何とかしようとするところではないかと感じた。ぜひ、頑張っってやっほしい。

(市町村教育委員会連絡協議会 田中 妙子)

- ・それぞれの自治体の教育委員会でできることを考えたときに、ことが起きたときにどう的確な対応ができるかが大事。
- ・一番大切なことは、未然に、そういうことが起きないように、教育委員会としてどういう関わりができるかということ。
- ・学校を支援していく、様々な機関とコーディネートしていくことも大事。
- ・飯山市の中でも基本計画を策定したり、相談員を補充拡充したり、資金面で支援している。
- ・サミットのような形が、各学校、あるいは郡市レベルでできればよいと思う。しかし、そのノウハウを学んでない段階では、立ち上げていくのに時間がかかるように思う。
- ・性被害から子どもを守るということで、CAPの授業を長野県内でも取り組んできた経緯がある。CAPの授業は、小学校の低学年の子どもから高学年の子どもまで含めて体験的に学ぶ非常にわかりやすい授業。
- ・CAPの授業の有効性もかなり高いと思う。費用は各市町村で工面しなければならないが、県でも支援があるので、活用しながら取り組んでいけるように、教育委員会でも支援していくことが大事。

(長野地方法務局人権擁護課 渡邊 康孝)

- ・法務局では、NTTドコモとのコラボで「人権スマホ・ケータイ安全教室」をやっている。
- ・法務局のホームページには、本年度の人権作文の上位入賞作が載っている。人権作文を題材にしたディスカッションや、人権作文を読んでどう思うかという活動もよいと思う。

(会長 原山 隆一)

- ・サミットでやったやり方というのは、アクティブラーニングと言われる手法。それをいじめ問題に適用してやってみたということだと思う。
- ・アクティブラーニングは、主体的で、対話的で、深い学びだと言われているが、子どもたちだけだと、主体的、対話的ではあるけれど、深くなっているかというところが問題。大人の視点を入れることで、より深いいじめに対して自分の意見がもてるであろうと思う。
- ・どれだけ他者の視点、大人の視点なりをアクティブラーニングの中に取り入れていくかは、いじめ問題に関わらずいろいろな場面が必要になってくる。今後、研究を深めていきたい。
- ・次に、いじめ防止に関する機関・団体の連携について「取組計画」をご覧いただきたい。弁護士会、県警、地方法務局での、あらたな提案に関してご説明いただきたい。

(長野県弁護士会代表 町田 麻美)

- ・「関係修復の会」を学校で開催する場合は、弁護士が協力し、橋渡しすることもできる。
- ・「CAP授業」については、弁護士会としても有効であると思っており、子ども関連のネットワークの中で案内しているが、弁護士会が主体となって実践しているわけではない。
- ・弁護士会では、いじめ問題については、「いじめ防止授業」の実施を中心に取り組んでいる。

(長野県警察本部少年課 宮林 真明)

- ・スクール・サポーターの大半は警察OBで、知識・ノウハウを持っており、学校と警察の橋渡しの存在である。学校だけで悩んでいたりと、日が経って保護者等との関係が悪化したりする前に、早めに相談をしていただきたい。
- ・警察がいじめを認知した場合は、学校と連携をとっていかなければいけない。事件として扱った場合、その後もスクール・サポーターが被害者あるいは加害者と話をすることが可能である。
- ・スクール・サポーターは県下でわずか8人。少しでも皆様のお役に立てればと考えている。

(長野地方法務局人権擁護課 渡邊 康孝)

- ・携帯電話会社と連携した人権スマホ・ケータイ安全教室を、次の学校で開催した。
長野市立柳原小、長野市立若穂中、須坂市立常盤中、坂城町立村上小、坂城町立坂城中、長野日大、須坂市立旭丘小、長野市立山王小、上田市立第三中、坂城町立南条小。
- ・あと数校実施する予定。法務局職員、人権擁護委員、携帯電話会社の三者が学校に行き、児童生徒と保護者にスマホ・ケータイの正しい使い方を説明した。来年度も実施したい。

(長野県小学校長会代表 松木 智子)

- ・長野県小学校中学校特別支援学校長会のいじめ不登校研究委員会では、今年度「すべての児童生徒に居場所がある学校づくり」を研究した。研究内容は県教委の懇談会で話題にし、検討していただいている。来年度は、更にインクルーシブな教育について研究する。
- ・保育園児、小学生にとって、テレビのお笑い番組や言葉の影響は物凄く大きい。「はげ」「デブ」といった身体的特徴や行動の特徴を笑いの材料にしていることが極めて多い。その風潮を嫌だと感じられる意識を、市町村やメディアの協力を得ながら、子どもたちに育てたい。
- ・小3は、他者を意識したり、自我の芽生えがあったりする時期で、いじめや不登校も増える。言葉使いについては、児童クラブや児童館とも常に情報交換をしていきたい。

- ・信州型コミュニティースクールで、地域のボランティアに入っただき、教師からは見えない子どもの後ろや横からの表情を見ていただいている。
- ・「おらちの縁側」（世代を超えた地域の方々の交流や憩いの場所）のような、子どもたちが気軽に立ち寄って話せる場所があると、そこで複数の目で見えていくことができる。また情報をいただければ、関係機関と組織的な連携が図れる。
- ・保護者間のメールで不適切な情報があつという間に広がる。それで傷つく子どもたちや保護者がいる。これに歯止めかけるため、多くの保護者に参加していただける講演会や学習会を実施したい。その中でアドバイスをいただけたらありがたい。

（長野県中学校長会代表 龍野 武利）

- ・ＳＣに入っただき、いじめが一応解決した後のケアが非常に難しい。社会福祉士、心理士、弁護士会の方に相談できるとありがたい。
- ・人権擁護委員会の人権教室はとても良かった。他の中学校からも、実施したいという声がある。子ども向けだけでなく、親向け、地域向けでも良い。先生方はＳＮＳ、ＬＩＮＥについての知識がとても遅れているので説明ができない。
- ・いじめが起きたときの背景である家庭環境に難しい状況がでてきている。支援会議では、児童相談所の方の専門的な知識はありがたい。
- ・「友達からお金を要求されている」と電話相談をした生徒がいた。学校に相談するようにと対応していただいたおかげで、学校で解決できた。「相談電話」に相談した生徒を褒めてあげた。困った時に相談できる「相談電話」の存在はありがたい。

（長野県高等学校長会代表 市川 裕子）

- ・家庭への支援が重要であると思っている。家庭や困っている子どもたちに寄り添ってくれる関係機関の存在に感謝したい。しかし、その網の目からも落ちていく子どもたちがいるのではないかと感じている。県民総ぐるみということであれば、県もそこに視点を当てていただきたい。
- ・私の学校は地域的に恵まれており、駅にいるタクシーの運転手さんや金融機関の支店長さんが、生徒の名前を憶えて褒めてくださっている。それが生徒の自己肯定感を高めている。昔からしてきていることではあるが、子どもを見守る、良いことは褒める、悪いことは学校に連絡するといったことを、県民ぐるみで出来ることを望んでいる。
- ・ＳＳＴをやっても中に入れない子どもたちがいるという話があった。被害者の子はＳＣと定期的に面談をしても、いじめられているという核心は話していない、話せない。いじめに気づいてくれる友達、伝えてくれる友達、そういう生徒を増やしていかなければいけない。
- ・いじめの防止には「いじり」「ふざけ」「遊び」のレベルで、どう体制を取って動いていくかが大事である。いじめも危機管理の一つと考え、フローチャートのようなものを考えなくてはならないと感じている。
- ・山口元教育長がおっしゃったように、我々大人も、言動・人権感覚を常に振り返っていないと、子どもを見逃すし、見下すし、見捨てる。その点を常に自覚したいと思っている。

（会長 原山 隆一）

- ・いじめが一応解決した後のケアについて、弁護士会またはカウンセラーへの窓口があればということについてはいかがか。

（長野県臨床心理士会代表 高城 早苗）

- ・大人になってから、小学生の頃にこんなことがあったと、いじめ体験を話す方も多い。いじめの傷は長く続くことが現実であるから、ケアは終わりのないものかもしれない。したがって継続的にカウンセリングをしていくことがとても大事であると思うが、現在は時間が足りない。
- ・将来的に文科省はＳＣの常勤化を検討しているようであるが、現在は限られた時間の中で、できう

る最大限の支援をしていきたいと考えている。

(会長 原山 隆一)

- ・人権擁護委員会の人権教室がとても有効であったという点についてはいかがか。

(長野県地方法務局人権擁護課 渡邊 康孝)

- ・今年度は、長野、坂城、上田で実施。来年度は、さらに松本などでも実施したいと考えている。人員的な制約があるので、多くの会場で実施するのは難しいが、今年度よりは増やしたい。

(会長 原山 隆一)

- ・ネット、SNSといった最新のICTの現状に先生方がついていけないという意味では、性被害防止キャラバンとも同じ枠組みで考えられると思うがいかがか。

(長野県教育委員会事務局心の支援課 鎌田 建二)

- ・性被害防止のキャラバン隊は、県警や民間の方々にもご協力をいただいて、県立高校1年生を対象に授業を行っている。
- ・来年度は中学校に対しても実施したいと考えているが、人材が不足しており、190近くある全中学校への派遣はできない。現在、拠点中学校を選び、近隣中学校の先生に観ていただきながら授業を実施しようと考えている。先生方にはそこで学んだノウハウを活かして、心の支援課で用意した資料等を使って自校で授業をしていただく。
- ・今日ご参加いただいている方々にも、何らかの形で性被害防止キャラバン隊に関わっていただきたい。どのように関わっていただけるかご検討いただきコメントをいただけるとありがたい。

(会長 原山 隆一)

- ・いじめも性被害も同じものをツールとして使って起きていることもある。もてる資源を最大限に有効活用し、問題を減らしていきたい。家庭環境に課題があり、児童相談所に支援会議に加わっていただいたということについてはいかがか。

(長野県中央児童相談所 竹内 靖人)

- ・参加要請があれば伺いたい。ただし優先順位としては児童虐待が優先。いじめのケア、精神的な問題については、医者だけではなく幅広いソーシャルサポートがどれだけあるか、それをどうコーディネートするか大事である。この視点に立つと、様々な関係機関が入ってくると考える。

(会長 原山 隆一)

- ・いじめと捉えるかどうかを含めた、「いじめの初期段階にどのような対応するか」といったマニュアルのようなものを作ることについて、心の支援課ではどのように考えているか。

(長野県教育委員会事務局心の支援課 原 良通)

- ・「いじり」「遊び」についての指導のフローチャートの的なものが、できるかどうかはわからない。
- ・上半期のいじめの認知がここまで増えた背景には、軽微なもの、悪意のないものも法律上はいじめであるということを文科省が訴え続け、今年度の行政説明会でも説明した結果である。重大なものが増えたというより、軽微なものがきちんとカウントされたものとみている。
- ・まだ一般の方は、いじめという言葉に対して飛びぬけて悪いものというイメージを持っている。しかし上半期にいじめとしてカウントされたものの中には、いじめという言葉を使わないで指導した方がいいものもある。この点を理解していただかないと、いじめという言葉を使った瞬間に、非常に重大なものと捉えられてしまい、軽微なものが簡単に終わらなくなってしまう。新年度、保護者

向けにも説明していく必要があると感じている。

(長野県教育委員会事務局心の支援課 鎌田 建二)

- ・ P T Aと相談し、4月5月のP T A総会等で配布する資料づくりを検討したい。
- ・ いじめ防止対策推進法の施行3年目を迎え、国では基本方針の見直しをしている。県の方もそれを受け、次年度この協議会の中でも見直しを検討させていただく。先程の、「いじり」といった初期対応も含め、基本方針を見直していく必要がある。
- ・ 国からも色々な指導資料が出ているが、先生方の手元に届いていないまたは届いていても見えていない可能性がある。このことについても考えていきたい。

(長野県県民文化部次世代サポート課 内山 みのり)

- ・ ネットに関する研修会を地域やP T Aで開催する場合、来年度から上限2万5千円を補助する。
- ・ C A Pについても、地域の大人10人以上を対象に、上限2万5千円で補助をする。今年度は40件ほど実施し大変好評であった。ただし、学校の授業での実施には補助はない。児童クラブでの実施には対応できる。是非使っていただきたい。
- ・ 法務局と連携し、スマホに関する対応をしている。ネットトラブルの相談機関をまとめたものを、3月20日頃に各学校に届ける。新年度に児童生徒、保護者に配布し活用していただきたい。

(長野県県民文化部子ども・家庭課 山崎 勇治)

- ・ 子ども・家庭課では、「子ども支援センター」という相談窓口を開設しているが、積極的にいじめ防止という形での対応はしていない。
- ・ 県内のN P O、市町村の相談員と毎年研修会を行っており、今回は「性」というテーマで実施した。被害にあってからの性ではなく、子どもの成長過程での性、性の正しい知識を教えることを通して、子どもの身体的いじめ等の予防につながればと考えている。

(長野県県民文化部私学・高等教育 村松 晋)

- ・ 県の事業や教育委員会の事業に、私立学校も参加してよいのかと聞かれる。同じ長野県の子どもたちであるから、私立学校も是非参加してくださいと言える事業であればよいと感じている。

(長野県教育委員会事務局心の支援課 原 良通)

- ・ 性被害防止教育キャラバン隊については、希望があれば私立高校にも派遣できる。

(会長 原山 隆一)

- ・ ソーシャルサポートのコーディネートが課題となっている。子ども支援センターなど、徐々にプラットフォーム的なものができており、それら限られた資源をどう組み合わせていくかが大事である。そのための協議会でもありたいと思っている。今後も協議会の皆様とともに、いじめ防止の取組を一層推進することをお誓いして、司会進行を終わりにさせていただく。

(事務局)

- ・ 本日ご協議いただいた「いじめ防止の取組計画」は、事務局で再度まとめ、皆様にご確認いただいた後、H Pにも掲載させていただくのでご了解いただきたい。